令和９年度高槻市ホームページバナー広告枠使用契約の概要

１．契約期間
　契約締結日から令和１０年３月３１日まで

２．広告枠の使用期間
　令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで
　（掲載の可否は月毎に審査）

３．１月当たりの広告枠
　２枠以上１２枠まで。１枠は、縦７０×横２１０ピクセル。容量５０キロバイト以内。
　データ形式はＧＩＦ形式（ＧＩＦアニメーション不可）
　なお、広告掲載枠数が２枠に満たない月においても、広告掲載料は２枠分の金額とする

４．支払方法
　市の指定する額を指定する期日までに納付書により納付

５．広告原稿の提出時期
　掲載する日が属する月の前月１日（土・日曜日、祝日の場合は翌開庁日）まで

６．掲載位置
　市ホームページのトップページにおいて、市が指定する位置